

牧之原市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 13 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 大井 俊彦



定期監査に関する報告及び意見について（後期）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり提出する。

記

第 1 監査の種類

定期監査

第 2 監査の対象

令和 4 年度定期監査（後期）の対象部署は、次のとおりである。

建設部	建設課、都市住宅課、公園公共建築課、新拠点整備室、水道課
-----	------------------------------

第 3 監査の着眼点

- 1 市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか。
- 2 市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうか。
- 3 補助金・交付金の支出について
 - (1) 補助対象及び補助金額
 - ① 公益性のない事業または団体に補助金等の交付がなされていないか。
 - ② 補助金の算出は合理的な基準により行われているか。
 - (2) 支出方法の適法性、妥当性
 - ① 交付申請から実績報告書及び補助金交付までの手続きは、適正に行われているか。
 - ② 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。
 - ③ 事業計画書どおりの事業が行われているか。

第4 監査の主な実施内容

監査は、事前に以下の定期監査資料の提出を求め、不明な点については改めて資料の提出を求めた。

- 1 職員配置状況表
- 2 業務分担表
- 3 予算執行状況表
- 4 委託契約調書（50万円以上）
- 5 工事執行状況調書（130万円以上）
- 6 補助金・交付金支出状況一覧表
- 7 会計年度任用職員・臨時職員雇用調書
- 8 各課等の課題と今後の重要施策について

(1) 予備監査

監査対象部署から提出された定期監査資料等の調査を実施した委託契約、工事請負契約及び補助金・交付金については、その事務事業の執行に関連する書類等を調査し、令和4年度における事務事業の内容、財務に関する事務の執行等について確認を行った。

(2) 実地監査

監査対象各部の部長、課・局長及び係長等の出席を求め、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取を行った。

(3) 現金検査

建設部水道課における現金の管理状況を確認するため、令和5年1月27日（金）に現金検査を実施した。検査はつり銭資金を保管する場所に出向き、対象部署職員の立会いのもと、現金と現金出納簿等の照合を行った。

第5 監査の実施場所及び日程

牧之原市役所 相良庁舎4階第1会議室及び榛原庁舎6階会議室2
令和5年1月26日（木）、27日（金）

第6 監査の結果

監査した結果、事務事業や財務に関する事務の執行等について、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部の事務処理において軽微な不備が見られたため、対象部署に対して改善するよう指導した。

【 建設部 】

《建設課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	課長	技監	主幹	総括主任	主任	主査	主事	計	会計年度 任用職員
管理係	1	0	1	1	1	0	2	16	2
維持係		0	1	0	0	1	2		
道路係		1	0	0	1	1	0		
河川係		0	1	0	1	0	1		

(2) 事務分掌

【管理係】

道路・河川・都市下水路の占用及び使用並びに工事の承認、道路の認定及び廃止、道路台帳・橋りょう台帳・河川台帳・都市下水路台帳の整備、海岸及び港湾の整備促進、治水・砂防地区の指定、建設要望及び陳情、津波・高潮防災ステーションの管理委託、水門及び陸こうの管理委託、国・県に係る事業等の連絡調整、高速道路、地籍、土地台帳及び土地公図、登記事務、用途廃止、道路及び河川の境界確認、地元要望等に関する事務を担当している。

【道路係】

道路整備、都市計画道路の工事等に関する事務を担当している。

【河川係】

河川・排水路・都市下水路の整備、治水・砂防・海岸事業の整備、公共土木施設の災害復旧事業等に関する事務を担当している。

【維持係】

橋りょう等の点検及び補修、道路及び河川等（農業用施設を除く）の維持管理、道路のパトロール、交通安全施設等に関する事務を担当している。

2 監査意見

- (1) 直営又は請負で工事を実施しようとする区に対して補助金を交付する道路改良等整備事業においては、施工現場の状況等により技術を要する場合があります、また、補助事業の有効性を高める観点からも段階的な検査・指導等が必要であると考え、今後市において現場踏査等を確実に実施するようお願いしたい。
- (2) 市LINEを利用した道路等の損傷、危険箇所等の情報提供については、令和2年度が年間6件、翌年度は23件、本年度は11月末で59件と年々増加しているとのことである。今後こうした地元住民からの情報を大いに活用し、市民との協働による施設管理及び保全の推進に努めていただきたい。

《都市住宅課》

1 監査結果の概要

(1) 職員配置

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹	総括主任	主任	主査	主事	計	会計年度任用職員
都市計画係	1	1	0	0	1	0	1	8	1
住宅政策係		1	0	0	2	1	0		

(2) 事務分掌

【都市計画係】

都市計画審議会、都市計画区域及び準都市計画区域、開発行為・土地利用事業、国土利用計画法に基づく届出、公有地の拡大推進、砂利及び土採取事業、景観、屋外広告物等に関する事務を担当している。

【住宅政策係】

公営住宅、改良住宅、建築確認及び関連事務、建築協定、建築物等の耐震化、空家等の利活用及び対策の推進、移住、定住等に関する事務を担当している。

2 監査意見

令和3年度末までに特定空家等として22件を認定し、指導・助言等により8件が除却され一定の成果を上げている。また、昨年度、除却に関する補助制度を創設したことから危険な空家等の除却に対して、より一層の指導を進めていただきたい。

一方、管理が行き届かない空家に関する苦情・相談は増えていくとのことで、建物所有者の確定や指導・助言等の事務量も増加していくとのことである。このため、民間業者と連携協定を結び、解体費用の見積もりをはじめ売却や利活用などの相談、情報提供ができる仕組みを整えるとともに職員の負担軽減も図っていただきたい。

《公園公共建築課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	課長	総括主幹	総括主任	総括主任技師	主任	主査	主事	計
公共建築係	1	1	0	1	0	0	0	7
公園緑化係		1	0	0	1	1	1	

(2) 事務分掌

【公共建築係】

事業計画管理、他課所管施設の新改築等における工事の発注及び監理、小規模支援業務、事業管理調整等に関する事務を担当している。

【公園緑化係】

公園の整備及び維持管理、緑と文化の丘公園の活用、公園の占用及び使用の許可、環境緑化の推進及び保全、花づくり、県立自然公園等に関する事務を担当している。

2 監査意見

公共建築係が担う「他課所管施設の新改築等工事の発注及び監理」業務では、施設所管課との情報共有や連携を図るために公共建築事業業務分担説明会を年度始めに開催し、互いの役割分担を明確にして円滑に情報共有が図られるよう取り組んでいるとのことである。施設所管課の設計思想をくみ取り、使用者である市民にとって利用しやすい施設となるよう、今後も密に情報共有を図っていただきたい。

《新拠点整備室》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	所長	室長	総括主任	主任	計	会計年度任用職員
事業推進係	1	1	1	2	5	1

(2) 事務分掌

【事業推進係】

高台開発プロジェクトの推進、開発区域の都市計画施策との調整、開発区域の整備計画、開発区域の農業施策との調整、開発区域における土地区画整理事業の支援、開発区域の企業誘致、地区協議会等に関する事務を担当している。

2 監査意見

牧之原市IC北側土地区画整理準備組合においては、令和4年10月18日に静岡県知事に対して土地区画整理組合の設立認可申請を行っており、本年1月10日付けで設立の認可を受けている。また、第1回総会も開催され、役員を選任、組合の諸規程等の議案が承認された。

市としても、富士山型ネットワークの充実に係る重要な取組であるので、令和8年度の事業完了に向けて、組合と一体となり、支援、取組を進めていただきたい。

《水道課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	課長	主幹	総括主任	主任	主事	計	会計年度任用職員
業務係	1	1	0	1	1	7	4
工務係		1	1	0	1		

(2) 事務分掌

【業務係】

条例・規則及び規定等の制定改廃、予算及び決算の経理等、工事等以外の契約、水道料金・手数料等の調定及び徴収、棚卸資産の経理、企業債の借入れ、大井川広域水道企業団等の受水団体、資産の取得及び処分、検針、開栓及び閉栓、水道事業審議会、給水区域の団体、水道料金の改定等に関する事務を担当している。

【工務係】

水道施設の事業計画、水道施設の維持管理及び修繕、工事の設計・施工及び監督、入札・工事等の契約、受託工事、給水装置の申込・審査及び検査、指定給水装置工事事業者、給排水工事に係る道路占用等、水質検査及び管理、棚卸資産の発注及び管理、専用水道及び簡易専用水道等に関する事務を担当している。

2 監査意見

上水道の水質検査において異常が発生した場合については、水道水の供給元である大井川広域水道企業団及び、県企業局西部事務所榛南出張所に連絡し給水を止めるという緊急対応は定めているが、その後の具体的な対応マニュアルが整備されていないということであるので、早急にその対応についてお願いしたい。

以上報告する。